

# 県立学校家族休暇制度について

令和8年5月1日  
県立那覇商業高等学校  
県教育庁県立学校教育課

## 1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を導入します。

## 2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

## 3 実施期間

令和8年5月25日（月）～ 令和9年3月19日（金）

## 4 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

## 5 取得できる日数

年間3日まで（1日単位・分散取得可）

## 6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

## 7 取得できない日

(1) 学級・HR、学年、学校全体の活動がある日

例1 始業式・終業式・修了式・入学式・卒業式・その他学校行事のある日

例2 中間テスト・期末テストなど各種テストの実施日

(2) その他学校が定める日

令和8年5月上旬にホームページで公開します。

注) 本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できません。

**確認** 校務支援システム(SAnet)の科目別勤怠集計において、申請時に未履修レベルが表示される生徒については、本制度の利用対象外とする。

## 8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。ただし自宅内外を問わず保護者同伴を原則とします。

## 9 届出手続き

- (1) ホームページからの申請入力を原則とします。入力が難しい場合は、HR 担任へご相談ください。
- (2) 届出申請を受け付けた後、HR 担任より保護者の方へ確認のご連絡をいたします。保護者の確認が取れ次第、申請を受理いたします。

## 10 届出期限

取得希望日の1週間前までに届け出てください。

※取得後の事後申請は認められませんので、届出期限を守っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

## 11 授業への対応

自主学習での対応となり、補習等を行いません。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。

## 12 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

## 13 報告書等の提出

報告書等の提出はありません。

## 14 「県立学校家族休暇制度」 Q & A

本校ホームページにて「県立学校家族休暇制度」に関するQ & Aを掲載しますので、ご参照ください。